

農地の改良を目的とした盛土等の 工事を実施する際は 農地改良届が必要です



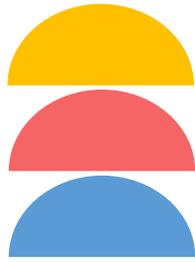
- 農地の改良を目的とした盛土等の工事を実施する際は、農業委員会事務局へ**農地改良届**を提出してください。
- 豊橋市では、令和7年1月に盛土規制法に基づく規制区域を指定します。これに伴い、**令和7年1月以降**に、豊橋市内で農地改良も含めた盛土等の工事を行う際には**盛土規制法の許可も必要**となります。
- 詳しくは、工事着工前に、裏面の問い合わせ先にご相談ください。

盛土規制法とは

盛土等による災害から人命を守るため、新たに定められた法律です。これにより、規制区域内で盛土等を行う場合はあらかじめ許可が必要となり、危険な盛土等を規制します。

詳しくは、豊橋市建築指導課のホームページをご覧ください。
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/57799.htm>





悪質な埋め立て業者に だまされないで！



©豊橋市トヨッキー

1



お金を払うから使っていない農地に盛土させてもらえないかと電話があった。

2



どうする？

→誰にも相談せず、承諾する。
誰かに相談する。

3



思っていたより、高く盛土され、業者が
ごみを捨てていると近所から言われた。

4



事業者だけでなく、所有者にも責任が
あるなんて知らなかった。

農地として利用する目的ではなく、業者が土砂等の残土処分を目的として**盛土等を行う場合には**、農地転用行為に該当するため、**農地法に基づく許可申請が必要**です。

農地として改良するつもりが、残土置場等の状態になったとき、農地を転用したと判断されることがあります。最悪の場合、農地法に加えて、盛土規制法違反になり、工事の中止や原状回復などの**命令、罰則が土地所有者および請負業者に適用**されることがあります。

問い合わせ先

農地に関すること：農業委員会事務局 0532-51-2950

盛土規制法に関すること：建築指導課 0532-51-2585

廃棄物に関すること：廃棄物対策課 0532-51-2410

